

# 第5次古賀市総合計画策定方針

令和元年5月31日

## 1 計画策定の趣旨

古賀市では、計画期間を平成24(2012)年度からの10年間とする「第4次古賀市総合振興計画」を策定しており、「基本構想」では、『つながり にぎわう 快適安心都市 こが ～ 豊かな自然と元気な笑顔に出会うまち ～』を都市イメージとして、その実現に向けてまちづくりに取り組んでおりますが、現計画の計画期間が令和3(2021)年度をもって終了することから新たな総合計画を策定する必要があります。

わが国の社会経済情勢は、少子高齢化や人口減少の急速な進行による人口構成の変化、自然災害をはじめとする様々なリスクに対する危機管理意識の高まりなどにより、大きく変化しています。このような中、先人たちにより培われた古賀市の強みや地域特性、有用な資源を最大限に活かし、未来へ繋ぐとともに、必要な市民サービスを安定的に供給する、持続可能な都市となるためには、中長期的な視点と時代の変化に的確に対応する短期的な視点の両方を持ち合わせた計画の策定が望まれます。

そのため、目指す都市イメージとその実現のための政策をまとめ、持続可能なまちづくりの指針となる新たな総合計画を策定するものです。

## 2 計画策定の根拠

平成23年5月に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、総合計画の法的な策定義務が撤廃されたことから、計画の策定及び議会の議決を経るかは、自治体独自の判断に委ねられることとなりました。

古賀市では、「古賀市基本構想の策定に関する条例」及び「古賀市まちづくり基本条例」において基本構想の策定義務を定めており、新たな総合計画は、新たな基本構想を含むものとして策定します。

### 古賀市基本構想の策定に関する条例 第2条

(策定の原則)

第2条 市は、基本構想を定めるものとする。

2 市は、基本構想に即して行政の運営を図るようしなければならない。

### 古賀市まちづくり基本条例 第13条

(基本構想)

第13条 市長は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、基本構想を策定する。

2 基本構想の策定に関し必要な事項については、古賀市基本構想の策定に関する条例(平成23年条例第16号)に定めるとおりとする。

### 3 計画の名称

計画の名称は、「第5次古賀市総合計画」とします。

### 4 計画策定の基本的な考え方

#### (1) 現計画の検証

次期総合計画の策定にあたっては、現行計画の達成状況等を把握し、施策の取組内容やその進捗状況、社会経済情勢や市民ニーズの変化などを踏まえた検証を行います。

さらに、検証結果を踏まえ、今後取り組むべき課題とその解決に向けた方向性を明らかにし、次期総合計画での取組内容の検討に活用します。

#### (2) 時代の要求・社会経済情勢の変化への対応

本市においても、長期的には人口減少は避けられず、それに伴う人口構成の変化や更なる高齢化の進展、インフラの老朽化、災害対策など、大きく変動する社会経済情勢や、現在の時代認識を踏まえた新たな課題に対応した新しい総合計画とするため、中長期的な視点に立った「基本構想」と、その時々々の社会経済情勢や財政状況等を勘案し、実効性・弾力性・即応性を備えた「アクションプラン」の2層構造からなる総合計画を策定します。

#### (3) SDGs<sup>\*</sup>の視点

次期総合計画では、政策推進における経済・社会・環境の三側面の統合的取組による相乗効果の創出、市の施策とSDGsのターゲットとの関連付け、バックキャストिंगの考え方を取り入れた事業構築など、策定過程のさまざまな場面でSDGsの視点を取り入れます。

#### (4) 適切な評価と進行管理ができる仕組みの構築

施策を実施することによって達成したい成果目標を指標として位置づけるとともに、計画の進捗状況を把握するための指標を設定することにより、適切な進行管理ができる計画とします。

#### (5) さまざまな主体との連携・協働

本市の特性や強みを活かした誇りと愛着を持てるまちづくりを市民、地域、事業者、各種団体等のさまざまな主体とともに連携・協働して推進していくため、各主体のニーズや課題を把握する機会を設け、これを的確かつ適切に反映した計画とし、将来の都市イメージを共有します。

#### (6) 職員の参画

総合計画がまちづくり全体の根幹となる基本的な指針であることを全ての職員が認識するとともに、基礎資料や計画案の作成については、策定の進捗状況や考え方を共有し、全職員の参画を得て、全庁的な策定作業の推進を図ります。

※ SDGs (Sustainable Development Goals)

- 2015年の国連サミットで採択された国際社会全体の持続可能な開発目標
- 2030年を期限とする17の目標と169のターゲットで構成
- 「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの

## 5 計画の体系及び期間

次期総合計画は、基本構想とアクションプランの2層で構成することとします。

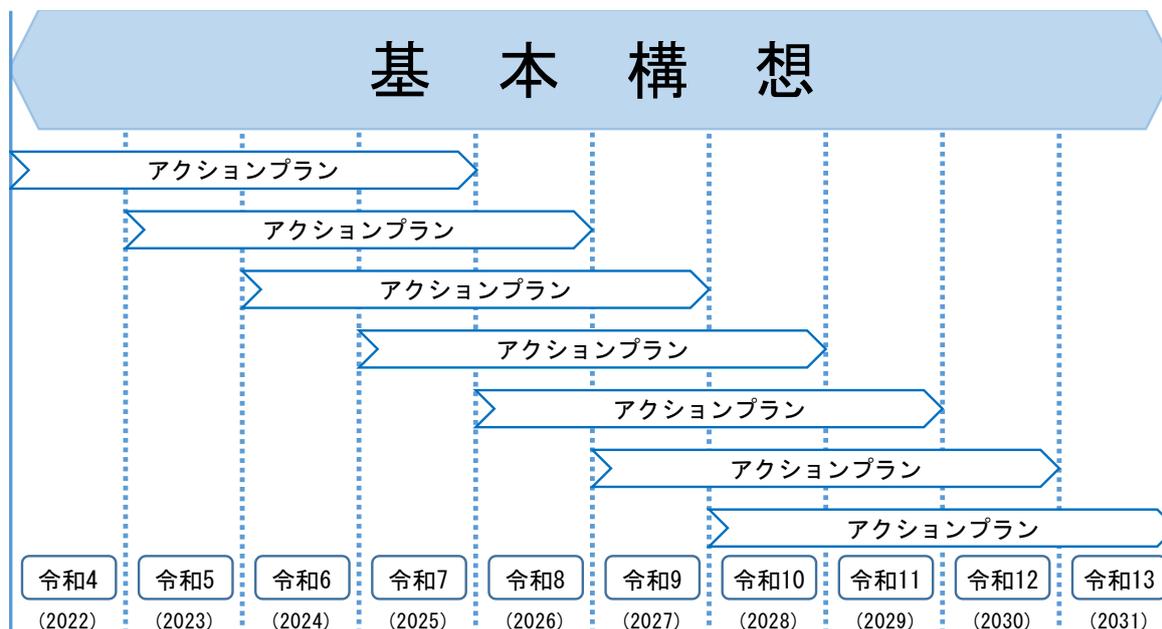
### (1) 基本構想

中長期的展望に立ち、市が目指すべき将来の都市イメージ及びこれを達成するための基本的な方針を示すものとし、令和4（2022）年度から令和13（2031）年度の10年間を想定します。

### (2) アクションプラン

基本構想に位置付けられた将来の都市イメージを実現するために実施する具体的な事務事業を示すものとし、計画期間は4年間とします。社会経済情勢の変化に対応し、実効性・弾力性・即応性を備えた計画とするため、毎年度、ローリング方式による見直しを実施します。

計画の構成	始期	終期	期間
基本構想	令和4年度 (2022年度)	令和13年度 (2031年度)	10年
アクションプラン	毎年度、ローリング方式による見直し		4年



## 6 市民参画

### (1) タウンミーティングの開催

市民と市長が直接対話する機会を設け、交流の中でさらにまちづくりへの理解を深め、関心を高めていただくとともに、市民の幅広い意見や提案を次期総合計画に反映することを目的に、地域別にタウンミーティングを開催します。

### (2) 市民アンケート調査

次期総合計画の策定に向けた基礎資料として、市民の生活実感や定住意向、本市の持つ魅力やイメージ、まちづくりの課題についての意見など、市民の意識やニーズを探るために無作為抽出による市民アンケート調査を実施します。

### (3) 子どもたちからの提案募集

子どもたちの主権者意識を涵養し、子どもたちが古賀市の未来を考えるきっかけづくりとするとともに、子どもたちの思いや願いにふれ、子どもたちへの理解を深めながら、次世代の感性を将来のまちづくりに反映させることを目的に、小学生・中学生・高校生からまちづくりに関する提案を募集します。

### (4) 団体・事業者ヒアリング

地域経済の活性化策やNPO・地域活動団体等の非営利活動及び企業における社会的活動に対する支援・連携方策等を検討する際の基礎資料とするため、各分野で活動されている団体や市内で事業を展開している事業者を対象にヒアリング調査を行います。

### (5) パブリックコメント

基本構想（原案）について、パブリックコメント手続を実施し、市民から広く意見を求め、寄せられた意見や要望等に対して市の考え方を明らかにするとともに、意見等を考慮した基本構想の策定を行います。

### (6) 基本構想審議会への公募市民の参画

多様な人材の登用及び審議会の透明かつ公正な運営が図られるとともに、市民目線による審議・答申がなされることを期待し、古賀市基本構想審議会委員の一部を公募により選任します。

### (7) その他の市民参画手法

上記に掲げる手法以外にも、世代やライフステージ等によって異なる市民の生活実態や意識、ニーズをくみ取り、次期総合計画が目指すべき方向を検討するための基礎資料とするため、さまざまな手法について研究し、市民参画の機会の充実に努めます。

## 7 計画の策定体制

### (1) 総合計画策定本部

市長、副市長、教育長及び各部長で構成します。策定会議からの報告をもとに、総合計画の原案を策定します。

### (2) 総合計画策定会議

各課長を委員として構成します。総合計画の策定に係る基本的な事項等を検討・審議し、個別計画等との整合を図りつつ、総合計画の原案を作成します。

### (3) 総合計画策定ワーキングチーム

係長級の職員を中心に構成します。総合計画策定会議での議論に資するため、基礎資料の収集や整理を行い、総合計画の素案を作成します。

### (4) 未来像研究スタッフ

将来のまちづくりを担う若手職員で構成します。自由な発想により、まちづくりのアイデア提案や都市イメージの素案作成などを行います。

### (5) 古賀市基本構想審議会

市の附属機関である古賀市基本構想審議会に対し、新たな基本構想の策定に関する諮問を行い、答申を得ます。委員は、学識経験者、公募による市民、その他市長が必要と認める者を委嘱します。

### － 策定体制図 －

